

広島県告示第五百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和四年八月八日までの間、縦覧に供する。

令和四年七月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次江津線

三 道路の区域

区 間		新 旧 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
安芸高田市高宮町佐々部字名倉二三八番八地先から 安芸高田市高宮町佐々部字名倉二二〇七番一 地先まで	旧	四・二〇〇 ・二〇六	三三・四〇		
	新	七・二〇〇 ・八〇八	三三・四〇	拡幅	